

〔史料紹介〕

## 寛政改革後の「よしの冊子」

——未刊行資料「雑記」の紹介——

橋本佐保

はじめに

一 「よしの冊子」の伝本

二 慶応本の特徴

おわりに

はじめに

「よしの冊子」は松平定信（一七五八―一八二九）が幕府老中を拝命する天明七年（一七八七）頃からその職を退く寛政五年頃まで、家臣・水野為長（一七五一―一八二四）に収集させていた風聞記事をまとめたものである。本稿では、その写本の一つである「雑記」<sup>〔1〕</sup>（慶応義塾図書館所蔵、以下慶応本と称する）に書かれている、定信の老中・將軍補佐役退任後に収集された「よしの冊子」の風聞を紹介する。

これまで「よしの冊子」の風聞の収集年月日は、定信が老中になる少し前の天明七年（一七八七）初期頃から、老中・將軍補佐役を退任した寛政五

寛政改革後の「よしの冊子」

年（一七九三）七月二三日までであるとされてきた。七月二三日は定信が老中および將軍補佐役を退いた日である。職を辞すと同時に風聞の収集も終了したと考えられていた。これは「よしの冊子」の最も有名な写本である鶯宿雑記中の「よしの冊子」<sup>〔2〕</sup>（国立国会図書館所蔵、以下、国会本と称する）が、その期間の風聞記事を掲載している事を根拠としている。

しかし「よしの冊子」には国会本の続き、すなわち寛政五年七月二三日以降の風聞が存在する。その部分は慶応本にしか掲載されておらず、内容をあまり認識されないうままである。そこで本稿では、慶応本にのみ掲載されている風聞を翻刻し、「よしの冊子」全体像を明らかにしたいと思う。

### 一 「よしの冊子」の伝本

「よしの冊子」の伝本と慶応本との関係について簡単に述べておこう。なお詳細は『近世日本の国際関係と言説 荒野泰典退任記念論集（仮）』<sup>〔3〕</sup>（溪水社）で報告する予定なので、そちらを参照してほしい。

一七七

「よしの冊子」の原本は、前述の通り水野為長（一七五一～一八二四）が記した。これは依然として所在が分かっていない。為長は、定信が幼少の頃、田安家で過ごしていた時代から自身が没するまで側近く使っていた小姓で、定信が最も信頼する家臣の一人である。原本は、一六九～二〇〇冊ほど存在していたという事が、写本や久松松平家第一六代当主・松平定光の記録から推測できる。<sup>(3)</sup>

原本の抄本を作成したのが、白河藩江戸詰小姓・田内親輔（生没年不詳）<sup>(4)</sup>である。親輔の抄本（以下、田内本と称する）も現存しないため、詳細は不明である。ただし、この親輔の抄本を写した国会本の目録が、一九項目に分けられている事から、一九冊は存在したであろうと考えられる。また国会本には、親輔が書き添えた序文も書き写されている。序文は文政一三年（一八三〇）閏三月に記されたもので、田内本の表紙部分に書かれていた。<sup>(5)</sup>その内容は、為長の略歴と人柄に関する事、定信の逝去後に為長筆の冊子・二〇〇冊ほどを見つけた事、それには「細やかに書置しものを空しく火にいろ、もほいなし、かたく封じて納めをけ」という定信筆の書置きが残されていた事、そこで後世の人が定信の老中としての偉業を知る手がかりとするために抄本を作成した事、虚説であるものはその由を記した事などである。またこれが「抄本」であるとする根拠は、親輔の序文に「其中（為長の筆記二〇〇冊計）より書ぬきて」とあることに依っている。

田内本の写本は、二点現存している。

一つ目は、前述の駒井乗郵筆の国会本である。乗郵は博学で数々の書籍を筆写していたが、その作業の中で、田内本を手を取った。「よしの冊子」と名付けたのは乗郵で、一段落ごとに「よしの」とあったからである。また、後年に分からなくなってしまうであろう事柄や真偽など補足すべき

事は、乗郵が朱で付け足した。<sup>(6)</sup>乗郵の補足事項は文章の行間にびっしりと、とても小さな文字で書き込まれており、読み込むのはなかなか難しい。前述のように天明初期頃から寛政五年七月二三日までの風聞を掲載している。

この国会本は森銃三（一八九五～一九八五）が篤宿雑記を整理する中で発見し、昭和七年（一九三二）に雑誌『本道楽』に一部紹介した。<sup>(7)</sup>その後、同三年（一九五七）、同人によって『随筆百花苑』第八～九巻に翻刻された。<sup>(8)</sup>これによって研究者に限らず一般の人でも「よしの冊子」を読むことができるようになった。また一方で、国会本が「よしの冊子」の全貌として認識される切欠にもなったと言える。

二つ目の写本は、白河藩校立教館教授・秋山白賁堂（一七九八～一八七四）が写したものである（以下、桑名本と称する）。桑名本は二〇冊存在するが、寛政四年九月一九日分までで記述が終わっている。これは昭和三四年（一九五九）の伊勢湾台風で被災し大きなダメージを受けた。当時の館員の努力で修復されたものの、後半部は流されてしまった、あるいは読む事が困難な程に水損し処分された可能性がある。<sup>(9)</sup>書かれている文章は、漢字の表記の異同はあるものの国会本とほぼ同様である。乗郵の朱書きだけが記されていない事から、白賁堂は田内本を借りて写したと考えて差し支えないだろう。

## 二 慶応本の特徴

さて、本稿で紹介する慶応本についてであるが、これは田内本とは別系統で作成されたものである。別系統と位置付ける大きな理由を二点挙げて

おこう。

一点目は、風聞の掲載順序である。田内本は、あるトピックスに関する風聞がある程度まとめて書き連ねられている。例えば、何処かで火事が起こった時は、その火事に関連する風聞が数件分続けてまとめて書き連ねられている傾向がある。しかし慶応本はそういったまとまりは特に無い。かと言って年代を無視して羅列されているかと言えばそうでもなく、大まかに年月日順に並んでいる。

二点目は寛政五年（一七九三）七月二三日以降の風聞が記されている点である。国会本は同年七月二三日でびたりと終わっているが、慶応本は同六年初頭まで続いている。<sup>(10)</sup> 桑名本の本来の終了年月日が分からないのが問題ではあるが、少なくとも為長の原本が同六年までは継続していたことが、慶応本から判明した。定信は同年七月一日に一端桑名へ帰国し、藩政や文化事業に邁進した。幕政から距離を置いたこの頃に、風聞の収集も終了したのではないだろうか。

## おわりに

本稿には慶応本の内、寛政五年（一七九三）七月二四日から同六年初頭の風聞を掲載した。定信の退任直後の状況を記した貴重な資料である。

例えば、定信の退任した直後の七月二四日には早速、このような風聞が見られる。「廿四日ニ森山源五郎きのふ越中殿の御退役についてハ、目の二ツある人間ニ歎息せぬものハないニ、中の間ニ老人まづ是でせいせいとしてよいといった馬鹿ものが有と申候付、夫ハ誰だとわきより尋候へバ、名ハいわれぬと申候ニ付、夕べの新番頭の泊りをきけ、ときかせ候へば松

寛政改革後の「よしの冊子」

平小十郎の由のさた<sup>(11)</sup>。森山源五郎（孝盛、目付、一七三八〜一八一五）は「人間であれば（定信の退任が）残念でない人はいない」と言う程の落胆ぶりであった。しかし一方で「せいせいした」と言った者もいたという。質問者は話の輪の中に入り、発言者が誰なのか問い質そうとした。しかし直接は教えてもらえず、昨晚の新番頭の宿直にいた人に聞くように言われた。質問者は新番頭にわざわざ聞きに行ったのだろう。結局発言したのは松平小十郎（定胤、小納戸、寛政七年四月より新番頭）である事が分かった、という話を伝えている。

\*本稿は科学研究費助成事業（学術研究助成金・若手研究B）「松平定信の情報収集活動―「よしの冊子」を中心に」（平成二六〜二八年度）の研究成果の一部である。

## 註

- (1) 「雑記」上・下巻（慶応義塾図書館・三田メディアセンター所蔵、請求記号 二一五／一三七／一・二）。
- (2) 鶯宿雑記は駒井乗郎（一七六六〜一八四六）が長年に亘り書き留めた叢書で、全六〇〇巻にも及ぶ。明治三六年（一九〇三）に駒井家より帝国図書館（現国会図書館）に寄贈された。乗郎は、号鶯宿。白河藩家臣田中家に生まれ、同家臣の駒井家を継いだ。大目付などを歴任し、江戸詰家老も兼務した。藩内でも博識ぶりが知られていて、特に歴史や和歌、俳諧を好んだ。なお彼の曾孫にあたる駒井重格（一八五三〜一九〇二）は専修学校（現専修大学）の創始者の一人として知られる。田口栄一「鶯宿雑記」内容紹介と索引（『参考書誌研究』第三六号、一九八九、国立国会図書館）。瀬戸口龍一「駒井重格の軌跡―駒井重格先生小伝」再考（『専修大学史紀要』第二号、二〇一〇年、専修大学史資料課）。
- (3) 田内親輔「「よしの冊子序」」、森銃三編『隨筆百花苑』第八卷（一九八〇年、

中央公論社)、一六頁。宇下人言

(4) 一八四八年頃に職を辞す。

(5) 田内親輔「(よしの冊子序)」、前掲『随筆百花苑』第八卷、一六頁。親輔は松平定信所蔵本の整理・処分、謄写に当った人物で、定信の命により『楽翁公著書目録』等を記した(和田綱紀『楽翁公と教育』一九〇八年、九華堂)、三七一頁。楽翁公遺徳顕彰会編『楽翁公余影』(楽翁公遺徳顕彰会、一九二九年)三三三頁)。

(6) 前掲「(よしの冊子序)」、一六頁。

(7) 茂林脩竹山房編「本道楽」二三卷五・六号、一四卷一・二号(一九三三年、茂

林脩竹山房、復刻版は書誌書目シリーズ一〇四『本道楽』第七、八卷(二〇一三年、ゆまに書房)に収録)。前掲「(鶯宿雑記)内容紹介と索引」、三四頁。

(8) 前掲『随筆百花苑』第八卷、第九卷(一九八一年)。

(9) 平岡潤「解説」、『伊勢湾台風被災秋山文庫図書目録』(一九六四年、桑名市教育委員会)。桑名市教育委員会事務局生涯学習課中央図書館「桑名市立中央図書館開館一〇周年記念 地域コレクション」(二〇一五年)。

(10) 前掲「雑記」下巻。

(11) 前掲「雑記」下巻(三〇丁裏)。

## 凡 例

一、底本は「雑記」上・下巻(慶応義塾図書館・三田メディアセンター所蔵、請求記号二二五/一三二七/一・二)より、寛政五年(一七九三)六月二四日以降の部分以降(下巻、三〇丁裏から五七丁裏まで)を用いた。本資料は幸田成友(二八七三〜一九五四)収集資料の一つで、上巻表紙の見返しには押紙があり、以下のように記されている。

本書ハ樂翁公ノ臣水野左内為長ガ世上ノ風評ヲ書集メテ公ニ呈セルモノ、モト二百余卷アリシト云フ、公薨後、田内月堂抄本ヲ作り、題シテよしの草子といふ、桑名藩士駒井乗邨手写メ、鶯宿雑記五百三十五卷ノ内ニ収メタルモノ今帝國図書館ニ有ト云フ、本書ト異同アリヤ、未詳 昭和十六、九、

(角印)幸田成友

一、「よしの冊子」は以下の書籍に翻刻されている。

- (1) 森銑三「よしの草子鈔(一)〜(四)」(茂林脩竹山房編『本道楽』一三卷五・六号、一四卷一・二号、一九三三年、茂林脩竹山房)。国立国会図書館所蔵「鶯宿雑記」を底本とし、その中から著者が抄出したもの。なお、「本道楽」は復刻版が出版されており(書誌書目シリーズ一〇四『本道楽』第一〜一四巻、ゆまに書房)、このうち第七、八巻(二〇一三年)に収録されている。

- (2) 森銑三編『随筆百花苑』第八卷(一九八〇年、中央公論社)・第九卷(一九八一年)。本書は「鶯宿雑記」の「よしの冊子」を底本としており、天明初期頃〜寛政五年六月二三日分までが収録されている。

一、翻刻にあたって、底本の構成等ができるだけ尊重した。しかし文章を

明確にし、読みやすくするため、次のように若干の修正を加えた。

- (1) 旧字は新字体に、異体字は現在通行の字体に訂正した。ただし、合字の「𠂔」、慣用助詞の「江」「而」、ひらがなの「ゐ」「ゑ」は原文表記のままとした。また、合字の「と」は「事」に統一した。仮名の清濁と踊り字、欠字、平出は原文表記のままとした。

- (3) 文中に句読点を補った。

- (4) 年月日は記載内容から推測し【】で補った。

- (5) 見せ消ちは「」で補った。

- (6) 虫損は□で示した。

- (7) 底本(「雑記」下巻)の掲載丁数をへ〜で示した。

\*翻刻にあたり、高田綾子氏(徳川林政史非常勤研究生)、塚田沙也加氏(同)にご協力いただきました。記して謝意を表します。

【寛政五年六月二十四日】〈三〇丁〉

一、廿四日ニ森山源五郎きのふ越中殿の御退役についてハ、目の二ツある人間ニ歎息せぬものハないニ、中の間ニ老人まづ是でせいせいとしてよといいつた馬鹿ものが有と申候ニ付、夫ハ誰だとわきより尋候へバ、名ハいわれぬと申候ニ付、夕べの新番頭の泊りをきけときかせ候へバ松平小十郎の由のさた

一、廿三日以後「以後」殿中何とか物淋しくメリ無之様にて扱々心細き事とさた仕候よし

一、廿四日杯ハ下馬も甚だひつそりと致候由、あれ是でハすむまいと申候よし、尤かるき町人中間てい杯ハばくちも出来るあきないもあらふと悦び候類も余程御座候よし

一、紀州の御連枝松平唯之進殿ヲ下総殿の養子ニ御世話なされ候て、是ヲ跡役ニ御出しなさるつもりそふなとさた仕候よし

一、小普請の内、武芸学問杯出情御番入等心懸候もの、大ニのぞミヲ失ひ、又まいないが始まらふ、さてくこまつたものじやと何れもあきれ候もの多く御座候よし

一、是ハ全ク越中殿の御斗り事で、一反をれがのいて上ハ公方様、なかハ御役人、下モハ世上迄の様子ヲ見よふ、をれがいる内ばかり能くても、じきニ替るやうでハやくニた、ぬと思召はかり事だろふ

とさた仕候よし

一、まづあ、しておのき被成て、程なく若君様の御大老□なさるであらふとも色々思ひくニ取さた仕、いやそうでハあるまいか、あ、してお出被成て「無」扱なき事ハ糸ヲ御引なさるであらふ、伊豆公杯合も内々御問合があるであらふ、せめてそうならまだよいが、実ニおにげきりでハ又世ハやミニならふ、当時の御役人も追々見きつて引込人も多からふとさた仕候よし

〈三二丁〉

一、廿四日杯ニも、いや戸田采女殿杯ハ堀田さかミ守殿へ何分御頼申スとよわいねヲいだされ候よし、何れ西下で御出なさらねば一向ばつとなる事じやとさた仕候よし

一、弾正殿先達而御用部屋内御不和の事有之、其以後ハ一寸ト御用部屋へ出られじきニ奥御用掛の部屋へ詰おられ、且ハ御前へも出られ御はむきヲ被申おり候由、何れ越中様をもなげたであらふもしれぬとさた仕候よし

一、越中様御のき被成候跡ハ伊豆殿宜候得共、何れ小量ニ候へハ、殊ニ寄、是もにげてしまわれ様もしれぬ、和泉殿ハうけあわれぬと一統ニさた仕候由、采女殿ハおほこの由、太田も引こんで仕廻ふもしれぬとさた仕候よし



一、何れ溜詰で御出被成而も是非 公儀の事ハ御口出しヲなさらねばならぬ、一向御のき切でハすむまいとさた仕候よし

一、外ハ格別 公方様御行跡并奥女中の事遠国の事ハ西下でなければ決してゆかぬ事じゃが、扱々こまつたものじやと深く心痛、夜分も寝兼ね人々御ざ候由、何れ御代々御恩徳ヲ蒙り候世臣の類格別ニ忠念<sup>マユ</sup>深く御ざ候ハ 上の御為ニハ宣しき事とさた仕候よし

一、久田ぬいの助も余程あきれ候由、顔色おかしく御ざ候よし

一、内蔵頭殿橋宗仙院へ被申候ハ、自分も妻ヲ殺<sup>マユ</sup>し力ヲ落シ候処、此度川々御手伝被仰付候、是ハ家来共がよいよふにいたさふが、西下で退役いたされたハどふしたものだ、何ヵ力おとした、扱々こまつたものと咄被申候よし

一、此節殿中初め世上惣たい淋しく候由、きめうな事とさた仕候由

一、野村と申御年寄、至て正直にて才略ハ無御座候由、先達而色々六ヶ敷事有之御奉公つとまり不申候由ニ付、にな川ヵ異見ヲ加へ、西下ヲ御目あてにいたし相勤候やうニ申聞候へバ悦び候て近來ハ相勤候由、右野村のつぼねより廿三日ニにな川奥迄文ヲ遣し、西下様ハ結構の御首尾ニ被為人恐悦の御儀ニ御ざ候へ共、此御方はとても御奉公ハ御つとまり被成間敷候間、左様可被思召と申越候由、是ニハ相州もこまり候由のさた

〔三二丁〕

一、是よりハ本多公始め其以下ニ至り候迄追々賄賂も行われ、且又御出頭にて御加増杯取候人も追々出来、惣たいの御役替等も諸々のゑこひいきにて出来候やうニ相成可申、さてくなげかわ敷事なまじひ先 御代の風で一反あらたまらんにはおとりであらふ杯と世上しきりこそふく敷取さた仕候由

一、奥勤仕候ものハ何れも内心ハ戦々競々、相応ニ高ヲ持たものハ奥御奉公ハせぬがよいとなげきおり候よしのさた

一、酒井因幡守もふおれハつとまらぬ、引こんで仕廻ふと申候由

一、越中守兼々内願ニ付御役御免、溜詰少将ニ被任候、右の趣於芙蓉之間采女正被申渡候段、表御役人江廻状相廻り候由、是ハ美やうの間にて諸役人江采女正殿より御申通□□御座候ヲ、廻状の事殊ニ於芙蓉の間ニ杯と書方不宣候□□人々心得違、右之布衣以上之御役人でさへ 御前で被仰付候ニ、ふやうの間で采女正殿が越中殿へ仰渡さるゝからハ、越中殿能ないとミへたとさたいたし、又奥向への廻状ニハ時斗間にて采女殿被仰渡候旨認め相廻り候ニ付、是又同様心得違致シ越中殿ハ能ないと見へたとさた仕候よし

一、諸役人は迄目論見候事も先當時見合せおり、此後の振合ヲ相考へおり候由、今迄と違つてめつたニ存寄も書て出されぬ、出した上でしくぢつてハならぬ、なんでも風並ヲ見ているがよいと人々其気取ニ相成候間、

自然とふやうの間間(マ)ヲ始め小役人迄おかしく扣目ニ相成、一向取メリなくどふしたら是できまらふかとうつかりうろく万事手ニつき不申、のびよんといたし候由、是でもつまらぬもの、どふかたがつくかと世上の風ヲ見合セ帆ヲあげ兼候よし

〈三三丁〉

一、御勘定の杵共、比間若年寄衆吟味御座候ニ付、追斗御番入ヲするだろふとさた致候由、是等もゑこひいきがあるであらふとさた仕候よし

一、越中様の御家中斗り安堵して、によつきくと悦こばふが世上のものハねつから面白くないとさた致シ、西下でもちつとハ御了簡か有そふなものもとさた致シ候由

一、天下の法度ハ三日法度と申来り候処、越中様御役中ハ誠ニ津々浦々山々迄相守り申候処、是からハばくちもはじまらふし、女郎かいもふへやうし、盗賊も出来よふとさたいたし候よし

一、田沼しくじりの時ハ、あの人ハとふニあゝなりそふなものと、一も二もいらず申候由、其外の御老中古代ハ差置、近来の右近将監、右京大夫、周防守、備後、出羽守しかも一両月跡の□□公迄御老中御免でも御免か勤めていらるゝか出□□引込かもしらずニ世上ニ而ハくらし候処、此節西下御退役ハ人々大さわぎ、御名ごりヲおしミ候ハいかなる事かと不審致し候由

一、遠国奉行追々聞申候ハ、おどろき仰天致すべきよし、なかにも飯塚杯ハ歎息此上もなかるべき由、且又高尾いがの守ハ廿三日ニ出立、大方戸塚か藤沢できてあらふが、嘸きもをつぶし長崎へ行気もあるまい、途中で煩ひ出さねバよいがとさた仕候よし

一、御政事ニハ一向御抱ハリ被成ぬ事と申候ても一向人々承知不仕、どふして夫ですむものか、表向ハそふでも御内証ハ御聞合御問合があるであらふと一向請合不申候よし

一、廿三日ニハ一橋より飯田能登守、番頭久田ぬいの助、徒歩にて登城致シ候由、暫ク過候て中納言様ニも御登城御さ候よしのさた

一、越中殿、天下の事ヲなから半じやくニ被成おにげ被成候而ハ以前の御時節ニおとつた事と腹立候もの御座候よし

〈三四丁〉

一、いづれ是でハ相済不申候ニ付、御再勤ヲ御役人こそつて相願ひ可申哉とさた致シ候由、何れ世上迄ひつそりと致シ候ハふしぎ千万、是迄有難がり候ハ尤な事ながら是程でハ有まいと思つたこと人々申候よし

一、上ニいたりてハ公方様の御身上ヲ御あんじ申上、中ニ至りてハ殿中向御取締ヲあんじ、下ニ至りてハ自くの立身是迄のやうニけつ白ニハゆくまいとあんじおり候よし



一、酒井いなばの守ハ心そこ西下へ服し奉り候由、廿三日より一兩日ハ食事もたべ不申、寝も不仕、なきあかし候よし

〔三五丁〕

一、御先手中山下野も是ハどうふしたものだ、こころ細い、頼少ない世の中ニハなつたと歎息いたし候よし

一、廿四日ニ壺内式部あいさびの惟子ニもつき細の片衣精好平の襦ヲ着シ、酒井因幡方へ参候ニ付、因幡是ハついでないりつはな御出たちだと申候ニ付、式部、もう是でもよかるふと存シてと申候ニ付、因幡以の外立腹大ニきめつけ大りくつ申候ニ付、式部も面目ヲ失ひ赤面致シ候由、余りいなばきめつけ候ニ付、用人氣の毒ニ存シ、あれハ誠ニ表向ニ被仰候事と存候旨申候へバ、いなば猶々腹ヲたて、表向ならバ弥々の事、此節ハ一入慎可被申候、以の外の事と大ニきめニきめぬき候間、式部言句も出不申拍子ぬけしてすごく帰り候由、是等ハ雜説中の珍実説也とさした仕候よし

一、廿三日西下へ上候積りの書付諸役人持参致候處、御退役ニ付此ま、でハ出されまい、又一勘弁せずハ出されまいと皆々持帰候由、都て御役人大ニ符帳違候よし

一、宮本三次郎、二三日眼病氣と申事故見舞に参候もの御ざ候處、西下の御事ヲ思ひ出しかたり出し始終酸鼻致し候よし、然は美ニ眼病ニハ無之、余り泣候故ならんと推察いたし候よし

一、豆ふ巻丁ニ付四文、半丁ニ付式文高直ニ相成候ニ付、そりや越中様が御引被成たから、もふ豆ふの直があがつたとさたいたし候由

一、此節松平小十郎の外ニセひくとしたといふものハ、浅草の藏宿、売女やばくちうち斗りならんとさた仕候よし

一、伊達殿ハよつぼとの人故随分出精して勤られるであらふが、わきで見

物のしてがしてだから、さぞ氣ばねが折レ様、氣骨ヲおつても折甲斐があれバよいがうさんなものだとさた仕候よし

一、田安小十人部屋にて、越中様ハ結構ニ被 仰付た、余り是まで御せわが過たからと申候もの巻人御さ候ニ付、相番の内一人、何ンだ結構ニ被 仰付たハわかつたが、余り是迄御せわが過たとハなんの事だと申候より互大口論ニ相成、漸さい人這入しづまり候よし

一、西下兼々御願の事ハ本多と加納斗り存ジにて、外御老中并若年寄扨当朝迄も存不申候由、とかく本多と加納兩人にて申上ル時あやがあつた事

だろふとさた仕候よし

一、大奥向御入用の事 心観院様御時代御同様ニ復し候由專取さた仕候由、右ニ付曾賀伊がの守、柳生主膳正杯大歎息いたし、もふこうなつてハ叶ハぬとなげき候よしのさた

一、御老中方本多公とハ惣たい御中悪敷候由、一説ニ本多殿ハ是迄西下の御願で斗り勤てござつたが西下が御引だからもふ勤まるまいとさた仕候よし

〈三六丁〉

一、此節和泉殿御出勤にて御出被成候ハ、中く承知有之間敷由、なんといつても引つはるものはいづミ殿斗りだニ、折節引込故力らが届かぬとミへた、越中様の御引込でいづミ殿も大ふさぎ、夫故大病ニなられた、おしい事ヲしたとさた仕候よし

一、大奥向かるき女中迄も力を落し気ぬけいたし候よし

一、堀田兵助申候ハ、飯塚伊兵衛もたゞ西下様斗りヲ目当ニいたし相勤候処、此度御退役の事佐州にて承り候ハ、目を廻シ可申、どふぞ来年首尾能かへればよふござりますが、佐渡で死なねばよふござりますがと大ニ案じ居り候由、きはめて目をば廻しませりと申候よしのさた

一、大屋遠州病死ニ付、遠州ハよい時死んだ、こんなういめヲきかずニ死

んだ、仕合な男だとさたいたし候由

一、林肥後、岩本内膳正杯、おらが同役こ、迄おいでなど、にな川さがミの守へ申候由、此間も一橋で御噂があつた杯と岩本申候由、岩本ハ此節余り歎息も無之由、畢竟一橋と申候尻持御ざ候故ならんとさた仕候よし、元合岩本底意不宜候もの、よし

一、曲淵甲州ハつけ込上手故、此節もこまり不申、早束つけこミ可申候、存の外大歎息いたし、こんな時ニハ早ク仕廻つて内へかへろふと申て早仕まいニ仕廻候よし

一、水馬 上覽御座候ニ付、先日掛り御小納戸頭取見分致シ候由、水馬平水ニツながら相勤候もの 上覽ニ出候事の由、未熟なるものハ馬をたよりニ水ヲおよぎ申候ニ付、水馬ハ致シ候而も平水ハ御断申上候ニ付、右のごとく平水断のものハ 上覽ニ書上無之事の由、此度も右のごとく書上候処、新御番平尾藤兵衛、大御番か須田善兵衛と申もの平水断ニ御ざ候処、右兩人 上覽ニ出し候様にと上より下り参候由、依之 上覽ニ書上候内、右兩人の替りニはぶかれ候もの有之、書上無之未熟の兩人水馬 上覽被仰付候由、平尾藤兵衛ハしかも可被仰付前日迄引込おり候処、内意ニ而も御座候哉、其前日出勤仕候由、右ニ付水馬人三十六人の内一統相あきれ、是迄無之事、偏ニ西下御引故、もふゑこひいき出候事と大ニ立腹、相服し不申、大方右兩人も本多殿杯へまいないでも遣つたるふとさた仕候よし

〔三七丁〕

一、長田阿波守大歎息致し、此様ニよい年をしてせわしない御役ヲ勤るも畢竟西下の御引立斗りて勤めるニ、西下が御引でハもふをれハ勤まらぬ、引こんで仕廻ふとなげき候よし

一、西下へ御悦ニ出候へバ取次がみんな色ヲ青くしていると、わる口ヲ申候ものも御座候よし

一、殿中何となく淋敷、皆々張合ぬけひそくとすべて世上いつぱんニ御となへ申候ニ付、西下の御噂ヲ申候わぬ様ニと上より通ジ御座候ニ付、此間ハ少々申やミ候よしのさた

一、大名の家中ニ而ハ、越中様最初御役被蒙 仰候節ハ、七ヶ年の間相勤可申と御請合被成候へ共、其後度々御免ヲ御願被成候事、我等旦那杯も其節く存被申候事ニ候、右のごとく度々御願ニは候得共、御免無之、此節御約束通り七ヶ年めにて御役御免被仰付候と申候ものも、彼是御ざ候よしのさた

一、越中守様武家執役と申ニ御なり被成由、是ハ御老中も手ヲつき候御役のよしさた仕候よし

一、西下御引込故世上目当ヲ失ひ候故、天照皇太神の天の盤戸ニかくれさせ給ふがごとくじやとさた仕候由

一、紀州唯之進殿、おれが御老中ニならぬでハ外ニ成ものハないと被申候

よしのさた

【寛政五年八月頃】

一、八朔ニ越中守様御座之間へ召出シ御目見有之、又候御白書院にて御目見「其後大広間へ出座被致、其上にて」有之、直ニ御退出被成候由、溜詰ハ御白書院ニ而 御目見、其後大広間へ出座被致、其上にて退出の由、然る処西下にてハ右之通りにて御三家方御同様ニ御座候間、間宮諸左衛門不審いたし、あの御様子ヲミてハ西下でハ始終二ノ丸へ御出被成るであらふと申候よし

一、柳生、内心大よわり、是迄何事も西下へ伺候処、大ニ目当ちがい候故勤まり申間敷とさた仕候由、併ながら一たいあの男故そのよわりを少しも顔へ出し不申候、暮る迄ハマまつとめているが中く始終ハつとまるまいとさた仕候よし

〔三八丁〕

一、杉浦庄兵衛西下の御引込ハ□きもをつぶしましたが、私一己の出世栄辱ハいさ、かといじやく不仕候と申候由、然る処二三日過吐血仕候由、痰血ならんと申候得共、実ハ歎息のあまり□とさた仕候よし

一、小田八十郎、をれハ越中様と同じ事だ、越中様ハ余り御出情被成たから人ニおそねまれ被成て御引込被成た、夫でも少将溜詰ニ御なり被成た、をれもてふど其通り余り情勤したから人ハおそねむが、掛りハ一段席

が能なつて御膳番二成「さ」夕、奥の番ハ御免でもよい、てふどをれハ越中様だと申候ニ付、成程愚物じやとさた仕候よし

一、西下溜詰ニ御成被成、御役付の御鞍覆御かご脇も兩人ふへ、御先キも兩人御人相廻し候ニ付、殊の外御立派ニ御ざ候由、右ニ付宮室をいやしうして美ヲふつべんニ致すとハ西下の事じやと御ほめ申候よしのさた

一、越中様御退役ハとうく京都の事ニ可有之、京都分御難題被仰越ニ付、まづ一反越中様御引被成候方可然と

公方様と御申合セにて、一トまづ御引被成候由、左候へバ別して君臣和合ニ御座候間、夫ならバ至極よいと宗仙院抔申候由、世上ニ而も夫ならバ至極よいが御自分から御見切でハ力がおちたと宗仙院も申候よし

一、狂歌

市がいに小石川より水いで、

本尊ながし本多どふせう

口き、し補佐もけふよりだまり詰

わけハしら川何か少将

一、当六月十五日、氷川祭礼三四年以前被仰出候町法之通り相守り、だし斗り出候処、西下御退役被成候ニ付、手の裏を返し候ごとく、此八月十五日、市ヶ谷八幡祭礼至て美ヲ尽し大まんど五本迄出し候由、神田祭礼も以前のハリつはに致候様ニと之事にて、此節諸々へあつらへ結構ニ出来可申由、市がやニ而ハ付祭り抔も出可申由、扱右被仰出候 天下の

被仰出にて越中様の被仰出ニハ無之候処、越中様此節御引込被成候とて、右のごとく御法相破れ申候ハ、誠ニ天下の御威勢ヲ損じ、追従の閣老たち、夫ニ随ふ町奉行の大馬鹿言語ニ絶し候事、是がどふして画一と可申哉、たとへ西下御引込以前右の御沙汰有之候共、当年ハ是非以前ノ通りならでハ相成間敷処、右の通りニくづれ候ハ誠ニなげかわ敷、にくむべきの至り也と専らさた仕候由

〈三九丁〉

一、橘宗仙院、とふかんがへてミても心細いものじや、当時の閣老方ハ吉田公ヲ初めをれがだませばだまされる、白川公でハおだまし申ス事ハ出来ぬ、夫だけ心細いと歎息いたし候由

一、越中様ハ弾正様ニだましぬかれさした、弾正様が御加増でほんの御老中ニならしつてハたまるまいとしきりに町のもの共さた仕候よし

一、西下溜詰ニ御なり被成候而も、御門々にてハ惣下座ヲ致シ、かへつて御威勢重くと御見へ被成候由、越中様ニハ御老中のうちハ道のまん中ヲ御通り被成候が、此節ハ少々御片寄被成候て御通り被成候由、成程こまかな所迄御氣のつかれる事じやと御門々にて感心仕候よしのさた

一、唯之進殿、西下の御見出しにて御老中ニ御成なされ、追而西下武家執役ニ御なり被成、上ニちやんと御扣被成候よし、左様相成候へバ天下泰平万じやクのごとく也とさた仕候由

一、彦介、おらもわらじをはいてにげればにげるのだが、西下で御引込だ  
とて今にげてハおかしいから、もふちつと見合而、をれハ元浪人だから  
たとへ此上しくぢつても、首をさられる程の事もあるまい、天にまかせ  
ているがよいと申おり候よし

〈四〇丁〉

一、酒井因幡守、小普請より両番へ御番入、夫令御使番、日光奉行、小普  
請支配、御小性組番頭、御書院番頭、御留守居と十九年の間ニ七度立身  
仕候由、誠ニ仕合の人也とさた仕候由、此度御留守居ニ相成候ニ付てハ、  
本家左衛門尉殿令金百両被差越候由、翌日国主杯令目録百三両到来、三  
日めニ七十六両到来致候由、此度御足高千石八年〳丸でのび候由、其  
上養子も本家令取組千石持參の由、重々仕合富が吹つけたとさた仕候よ  
し

一、吉野辺ニ而ハ別而西下ヲ御ほめ申候由、此度御退職ニ付甚だ御おし  
申、以前の通りニ可相成となげき居り候由のさた

一、西下御引込の事、紀州様ニハ何れニも御立腹とさた仕候由、尾水是又  
至て御残念ニ思召候よしのさた

一、安対候閣老被仰付候ニ付、御役人ハ大ニ望を失ひ、越中殿が御引被成  
ともふ此やうな事じやと歎息仕候由のさた

一、本弾公家来四五人、深川高橋近所 公儀の請負ヲ致候町人の宅へ振舞

ニ參候由、大造なる振舞の由、全ク田沼の家来の通りニ相違なく候由、  
何れ西下で御引被成てハ御政事ハ大ゆるミ、まづ第一賄賂がさかんにな  
らふとさた仕候よし

一、御右筆ハ、何れ西下ハ御仕落があつて御しくじり被成た、こわいもの  
だ、あなたでさへ御しくじり被成たと舌ヲ振つておそれ居り候よしのさ  
た

一、四谷辺ニてばくゑきヲ致候もの召捕れ候処、越中様御引被成候故、も  
早ばくちハ打候而も宜敷と存候て打申候、左様ならまだわるふござりま  
すかと何ソの心付不申候ニ付ゆるされ候由のさた

〈四一丁〉

一、越中様ハ嚴敷内ニ御仁術御座候得て、下情ヲ能御わきまへ被成候間、  
ちと御遊興も出申候へ共、是からハ無理やりニ万事きびしく相成、手ヲ  
つめ可申よしのさた

一、吉田公段々御用多御当惑被成、始終ハ御勤まり被成兼候御様子由、  
大垣公ハ一向埒明キ不申、殊ニ家相僻ニて普請後御役仰付候ニ付、甚だ  
家相坊主ヲ御信仰の由、堀撰公ニハことの外顔色しやうすい被致候由、  
是ハ賢虚の由、西下ニ而御老中ハ手揃也となんぞニ付てハ御申被成候へ  
共、安藤が御老中になつてなんの手揃の事があらふ、不手揃千万じやと  
さた仕候よし

一、此節都而何事も御用向埒明キ不申、進達有之候のミニてめつたニハ御下知無之由、夫故御勘定奉行、御目付杯も成たけずるけ候由、西下の御勤役中とハきついちがいがい、手揃ハ格別なものだと嘆笑仕候よし

一、いづ公小普請支配の面々ヲ呼被申、小普請の面々相對ニも能出情相勤、且又武芸等并字問杯よく出情致候□御ほめ詞御座候由、右ニ付小普請目ヲさまし悦び候由のさた

一、小普請の面々杯、此節も随分武芸出情致し頃頭よりもゆだんなく申候付御座候而、以前とても何も相替候事ハ無之候へ共、一たい心気面白からず、上手ニしても下手ニしても見てがない、引立てがないと申、張あいぬけ候ニ付、おのづから不はげミニ相成、頭も組申付候ても自分からして実ハきどり間違おり候ニ付、たゞ口で斗り情ヲ出せくと申候ても、自然と双方感通致シ、ぐわいおかしく御座候と申ささた、成程西下もきめうな御方じやとさた仕候よし

一、本弾公家中へ白川公御退役にて嘸御屋敷ニ而も御力落シニ可有之と申候へバ、大ニいきやく致シ、夫ハ御間違の事、私方ニ而ハ越中様御退役ハ大幸ひニ御ざ候、此以後ハ勢ひも只今迄今ハ付候而、主人も永ク勤可申と高声ニの、しり候由、実説の由

〈四二丁〉

一、松浦老岐守殿、壹年詰ヲ願われ候処、分知松浦熊之介<sup>中奥御番</sup>本弾公の次男且又本弾公へも松浦ハ縁家かた／＼熊之助取扱ひ拵へ、当年今一年詰

一、被仰付候由、右の事ニ付松浦より本弾公へ千両賄賂差出シ候由、勿論熊之介も色々貰候由、右の事、大村の類ひ相聞、夫でハ此方もたゞもをられまいと若年寄京極杯へ内々手を入聞合候処、一年詰ヲ願不申候ニハ何も手ヲ入候ニハ及申間敷由、京極の挨拶御ざ候由、右松浦今本弾公へ千両贈候義ハ閣老方ハ一向御存ジハ有之間敷候得共、参政方ハ一統ニ御存シ相違ない、何れ本弾公ハはむき上手まいないヲ取ずき、下夕腹ニ毛のない人じや越中様も丸でおだまされ被成たと、此節の本弾公評判甚宜しからず候由のさた

一、此節ハ御用部屋内并 御殿内にてハ本弾公勢ひ甚強く、いづ公ハ何もかも本弾公へもたれて相談被成候由、何れ御直さばきと申事にて、加納本多姦曲相つりの候ハ、いづ公も段々へこたれられ可申由、何れニも心細い事じやと御役人ひそかに眉ヲひそめ居り候よしのさた

一、諸向の事もはや余程ゆるまり候由、西下でハ中／＼ゆるまぬと思召ふが一二ヶ月で夫程目ニ見へるやうでハならぬが一二年の内ニハとんだ事が出来よふと歎息仕候よしのさた

一、安対公御老中ニ被仰付候以後御役人別して無機嫌の由のさた、先達而病気の節、療法治ヲ請られ候医師へ月代願ハ幾日頃で出してよからふ、退役願ハ幾日頃でよかるふ杯と相談いたされ候由、参政にてそれしきの事さへ自身ニハさバけ不申候事故、あの人が御老中でハ諸人承知不仕候由のさた



一、本多の家中へ西下が御引で格別弾正様ニも御骨が折ませふ、御用も多からふ杯申候もの御座候へバ、家中御用ハ多く候得共、中く且那めげハ不被仕、越中様が御勤でハ私共の旦那や加納様杯ハ越中様ニあたまヲおさへられて口がきかれませぬ、御引被成ておふくといいたしましたと申候よしのさた

〈四三丁〉

一、伊豆公へ久世ヲ御呼被成候て、其元ハ近年至て僂服いたされ、その上竹の子がさニ、わら草り余りと申せばいかゞし、其上先達而御加増も被下候事ニ候へバ相応ニハ着服等も致され候が宜候、余り如何敷と大ニ叱られ候よしのさた

一、若君様被 仰出ニ付、御側御小性等出来候由、西下御引後差たる御事もまづ無之候へ共、此度の御小性の内、平岡ハ至て不宜もの、由、美濃守も全たい持あましたるもの、由、仲間の向きも宜しからず、何れ勤まり兼可申人物の由、尤わるきもの故はき出され候哉難斗候へ共、とかく西へハよきものハ已前遣わされず候ニ付、又々此節以前の風ニ相成候や、西下御勤中ならこの様な事ハ有まいとさた致し候よし

一、中奥御番所前ニて溜話ハ一通りざつと弁義斗り致され候得共、西下ニ而ハ左様ニ無之、御丁ねいニ御弁義も有之、且又時候の事杯被仰候ニ付御番衆何れも有難狩候由、都て殿中西下の御評判けしからず宜しきと申候さたの由

一、武芸けいこ所杯、諸々共ニ出候もの大ニげんじ候由、いくら出情しても是からハ張合がない、情ヲ出すハむだと申候もの多ク御座候由、武芸の師匠杯大ニ力ヲ落シ候由のさた、尤諸方一統のよし、実説なり

一、米直段追々下直ニ相成候由、然る所諸色直段引上、綿、木綿、油、大豆、味噌、酒、セうゆ等、日々上り候由、其内、油、酒、セうゆハ日々少々、直段引上ケ候由、武家大ニこんきう可仕由、畢竟上三而も御セわ行届不申故の事、西下で御出被成ぬでハどふでこんな事がはじまるふとおもつた、どふしていづ殿杯が細かに心付ものだ、本多ハ手前勝手斗り、其下ニ付候町奉行、御勘定奉行もかんじんの上かうごかぬから精ヲもんでもしかたがない、かんじんの御切米時分ニ是でハつまらぬと小言ヲ申候よし

〈四四丁〉

一、御切米御張紙、西下御勤中ニ候ハ、四十八九両ニも出可申候へ共、此節でハ余りセわやきてがない故、四十二三両ニも可有之候由、西下御引込で何も有難い事ハない、せめて御はり紙でもよくでるが有難いが合点ゆかぬとさた仕候よし

一、福嶋左兵衛、近々京都へ出立候由、諸事京都ニて、御取メり向水原近江守同様ニと被仰渡候由、水原ハ惣たい取扱不宜候処、右同様ニとハ如何のこと、御右筆杯へ承合候而も、ろくくおしへも不仕、且又御老中方へ伺候て宜哉、其所も斗り難ク、中く恐れ居り候由、西下御勤の節ハ、遠国奉行出立の砌ハ御屋敷へ召候て御逢被成、御念頃ニ勤方御おし

へも有之候ニ付勢ひ宜候処、是からハ中く左様の事も有間敷、張合ぬ  
け、何ヲめあてニ勤たらよかるふ、只同役相談の外ハ有まいと福嶋もこ  
まりおり候よしのさた

一、御張紙四十一両、そふであらふとおもつた、とても有難いめハ出まい  
とおもつたと力ヲおとし候よし

一、先日中御役替御番入等御ざ候処、何れも評判宜敷由、右ニ付西下で御  
退役でもまだ御政事ハ難いとさた仕候よし

一、根岸此間西下へ罷出、なんでも十分ニ存寄可申出と存込罷出候処、大  
ニ相違致シ、中くいけぬく、格別ちがつたもの、をれらが齒ハた、  
ぬ、よつほど違つた御方じや、恐入たものだと賞歎仕候よしのさた

一、西下白川へ御出でハならぬ、御政事ヲ被成ぬでも江戸にさへ御出なさ  
るればよい、来年御暇御差留でもあれバ世間のひゞきによいとさた仕候  
よし

一、根岸、佐渡奉行ニ相成候節ハ権門流行の時分の由、併根岸ハ利口も  
の、外々江も能立入候ニ付、漸二百兩位にて権門相済候由、御勘定奉行  
ニ相成候ハ七月の由、夫でも定式として十両程懸り候由、其後ハ定式も何  
も無之、壹錢も懸り不申候よしのさた

〈四五丁〉

一、蜷川相模守御小性頭取合新番頭ニ相成候節ハ、少シ退出され候気味ニ  
て、いさ、か遣ひものも不及候処、夫でも水野田沼にて五十両程入候  
よしのさた

一、御政事向なんのかのと申候ても、少ツ、ハくづれ申候由、来年白川へ  
でも御出なさつたら是非くづれ可申由、是迄ゆび折の御役人たちの顔  
ヲ見候而も不機げん心底がおもしろくないとミへたとさた仕候よし

一、戸田采女公御勝手掛りにて本多公御勝手掛り御免被蒙

仰候ニ付、大ニ世上相悦び、是でちと心持ヲ直し候と一統ニ相ふくし候  
よし

一、中川勘三郎杯も一向おもしろからず候ニ付、もふ引こもふかと存候へ  
共、夫でハ西下御引故勤まらぬとさた御座候も残念故、こらへくお  
り候処、安藤御老中ニなられ候ニ付、是でハ中川も又勢ひがつくであら  
ふと安藤ハ中川のし評判致シ候処でひよいと引込ふかすれば安藤が御老中  
ふとりとなれハなり評判致シ候処でひよいと引込ふかすれば安藤が御老中  
ニなつたのをれが引込□め□ハよいと中川申おり候由のさた

一、橘隆庵、筑州より九日ニ罷帰候由、あの方ニ而の手当馳走□出立以前  
合儀ニ宜相成候由、扱隆庵、当春江戸ヲ出立致候節、黒田より金百両到  
来致シ、此度筑州ヲ罷立候節、城内呼被申、隆庵定紋付の小袖羽二重ニ  
て三ツ、白むく三ツ、八丈のは織三ツ相贈被申、扱極内々として金三百両  
贈られ候由、江戸へ着候日、為祝儀銀百枚ニ鮮鯛一折宗仙院へ銀二十枚  
ニ鮮たい一折黒田ニ被居候女隠居とやら合隆庵へ千疋三千鯛相贈被申候

由、家来へも国許にて銀子十枚、或ハ五七枚宛呉られ候由、公儀よりも金式枚時ふく拝領致候由、けしからぬ事、大名と云ものハ余り埒もな  
い事ヲするものだとさした仕候由、但右三百兩ハ弁儀致候得共、達而ト申  
事故、先受納ハ致候へ共、公儀へ伺候て其御差図次第ニ致候と申居り候  
由、橋ハきめうニ金ヲ吹付るとさした仕候よし

〈四六丁〉

一、下総辺水鷹の場所百姓の女子供江戸へ袖乞ニ罷出候由、其うたニなせ  
に□かい衆髪ゆわうやらぬ、越中様の御触でわらたバねと□□候よしの  
さた

一、此間立花出雲殿初対客ハ安対公より多く出候由、殊の外丁ねいにて、  
未ミめいの内ハ供廻り等中ノ口へ廻シ、夫々の名ヲ家中の足輕等罷出呼  
つぎ候由、以下のもの杯御対客ニハ表御門ハ罷出、御逢日ニハ裏門ハ罷  
出候振合ニ候へ共、如何可仕哉と用人へ承合候処、何れ共是迄の通り御  
勝手次第ニ被成候様ニと挨拶致し候由、京極師匠番の由ニ候へ共、何か  
けしからずいてねいニ候よし

一、先達而中御番入致候もの、初泊の晩ラケント唱へ候てインキヤウを出  
させ、ろうそく杯ヲとほし候て、衆人見なぶり候処、西下御勤役以来ハ  
相恐れやめおり候処、此間御番入仕候もの御ざ候節、もはや越中殿が御  
引被成たから始てもよかるふと申候て始め候由、右ニ付去年御番入致ラ  
ケンをまぬかれ候ものもついでニラケンヲ請て大ニめいわく致し候由の  
さた、二番組杯ハろうそくヲ両方ともしきつとラケン請候由のさた

一、先達而越中様御退役後間もなき内加納遠江殿が平岡ミの殿の宅へ振ま  
いニ被參、酒宴の後大げん気にて、給仕ニ出候女の手杯ヲねじられ、大  
さわきにて、しまいニハ女共恐れ給仕ニ出兼候由、其節西下御退役間も  
なきニつまらぬ事とさした仕候よし、是も実説のよしのさた

一、駒場御成の節、壺内式部組大沢主馬ヲ西下にて御呼出し御逢被成候  
由、誠ニ存ジがけもなき事と忝ながら悦び候由、組にてハ彼是そしり候  
よしのさた

一、一橋にて神田橋御屋敷御拝領の節、曾丹公家中住居向建具其外等残ら  
ず大方引払あ「け」ぎらずどろニ致シ引払候由、一橋にて是ハ余りなる事  
と申候へバ、鳥居の方にて  
越中様の御差図被挨拶致候ニ付、一橋ニ而もしかたなく差置れ候よしの  
さた

〈四七丁〉

一、此度大火、松平出雲殿火元ニ付、大ニ恐れ入被申候由、当日并翌朝迄  
父子共食事不被致候由、右ニ付家老罷出、何とぞ御膳召上り候様申候処、  
中く飯杯たべ候存寄無之候、此度の出火武家町家ヲ焼候のミならず  
御成の日出火致し候事、誠ニ以恐入、中く飯ヲくい候処へ及び不申と  
戦々競々と致し被申候よしのさた

一、此度出火の節、甚盜賊多ク逃候人のおひつゝらをうしろよりうばい

取、或ハ其かつぎ候人ヲうちた、き横道ニうばひ取候たぐひ、又ハ河岸  
 杯へ出し置候道具ヲうばい候杯、其後も小屋懸へとうぞく入、以ての  
 外そうく敷盗賊充滿致候由、且又材木初め職人の手間等大ニ高直ニ相  
 成、平常の品々迄も格別ニ直段引上候由、松板一枚ニ付壹匁の処、壹匁  
 七八分ニ引上候由、越中様御勤役ニ候ハ、御せわも可有之候へ共、町奉  
 行も折捨置候よしのさた

一、中村勘三郎方顔見世狂言出来不申候由、金元ヲ二三人打ころし候由、  
 右ニ付勘三郎大ニ町奉行ニ而叱られ下死人も差出シ候上、勘三郎なだい  
 けづられ改名仕候よしのさた

一、神田橋御屋形、式間四方の御火の見出来、右の上今日々中納言様下タ  
 町ヲ御見おろし被成候由、且又御隣家榊原ハ御目の下タニ見へ候ニ付、  
 榊原ニ而ハ上ミ向初め藩中大ニめいわく致シ、扱々御三卿様となりニ  
 ハこまりきつたと申おり候由のさた

一、岡田清助、先日西下へ罷出候帰ニ彦助方へ立寄、成程御役ハ勤ぬもの  
 だ、西下もさびしい、御役中とハ格別ちがつたと咄候由、右ニ付清助ハ  
 腐儒俗儒、馬鹿な男だと人々わらいそしり候よしのさた

一、松平おきの守様被為召候由、右ニ付大方越中様の御跡の御老中ならん  
 か、あなたが御老中ニならしつたら変な事、天地がひつくりかへるであ  
 らふ、ばからしいとさた仕候よし

一、此節諸色高直ニ相成候処、大火後ますく直段引上ケ申候由、尤大火  
 後町触も早速相廻り、材木等且又職人手間等引上不申様、殿敷御書付杯  
 出候由ニ候へ共、一向取用ひ不申候由、いくらきび敷御触出候而も、成  
 程任ハ其人ニ寄候事にて用ひ用ひざる事有之候由、夫ニ付而も西下の御  
 事したい奉り候由のさた

〈四八丁〉

一、火事の節下タ町にて車ニ荷ヲ付引あるき候由、右ニ付人も難義致し、  
 別而騒動こみあい候ニ付、車引も車ヲ捨てにげ候由、道具も残らず紛失  
 仕候由、筋違外杯ニ而も車長持杯引出し候由、下タ町ニ而ハ諸々大八車  
 ヲ引候由のさた

一、此度回向院にて角力御座候由、右角力ノ名面書き候上ニ、或ハ雲州、  
 或ハ奥州、或ハ江戸杯と相しるし候が、瀧ノ尾荒汐と申候角力取のうへ  
 ニ泉と出所ヲしるし御座候由、いづミハ本多殿の領分なる由、本多殿ニ  
 もか、への角力御座候事兼々外ニても評判御座候が、此節泉と顯然ニ認  
 候ハ余り如何敷事、先年九紋籠ハ周防守殿抱ニ御座候処、角力骨板ニ周  
 防殿領知の名ハ決して出しくれ候ハぬ様ニと申參、他国の名ヲ書□、以  
 前の御時節にてさへ右の通りニ御座候処、此節泉と差出し候ヲしらぬふ  
 りハ余りな事、是もとんだ弾正どのだとさた仕候よしのさた

一、西下ハ御家中一統ニ相和し居り候様子にて、先達而中対客御登 城ま  
 へニ出候御はた本杯寄々の咄合ニも御門番の足軽よりして御取次并公用  
 人迄いつたいのきまり同じやうニ相見へ、惣たい口上向挨拶丁ねいの

所、都て上下共一統ニ相ミヘ申候由、其外の権家ハ參候て見くらべ候ニ、  
どこくも人々むき々（トク）にて不都合の由、越中様の自然と御徳じやと其セ  
つきた仕候よし

一、此間下夕町火事の節、御老中方火事場へ御出ニ付、途中大騒動、大ニ  
邪魔ニ相成候由、以来ハどうぞ御老中方杯御出ハなきやうニしたいもの  
だとさした仕候よし

一、橘隆庵、正金四百両ニ銀百枚黒田公貫御ほうび金式枚頂戴致候へ共、  
道中入用斗りが三百七十両相懸り罷歸候て諸々へのミやげ家来へのほう  
び等一向引足不申、少々ハ足前も入候位の由、けしからぬ事とさした仕  
候由、法印の取候銀式拾枚がのこれバよい、めづらしい所ヲ見た斗りが  
徳ニなつたと申居り候よし

〈四九丁〉

一、殿中向差たることハ無之候へ共、御広敷向ハ段々以前ニ替り威勢つき  
候方の由、まだ安藤長左衛門斗り、其外ハ約ニ立不申由、表使杯追々り  
きミ出し候由のさた

一、神田橋へ先日 御成のセツ大火有之候処、 還御おそく諸人大ニこん  
きう仕候ニ付、御三家方分御老中江尻參火事と申さバ、早東 還御も可  
被成処、御老中方御不取斗ひと大ニ御きめ被成候ニ付、御老中方大めい  
わくこまりおられ候よしのさた

一、榊原中屋敷類焼ニ候へ共、上屋敷の御隣へ 御成ニ付、壱人□門外へ  
人差出□□相成不申、殊の外難渋仕候由、役人杯大ニうろたへ内証にて  
さハぎおり候由、何れも火事と申候ハ、神田橋御門ハ往来相成候様ニ  
差略可有之候処、其儀無之、榊原ニ限り不申、諸人大ニこまり候由、御  
目付杯不取斗ひじやとさした仕候よし

一、此節御小納戸三人被仰付候内、亀井するがの守俸ハ一向何の御役ニも  
立申間敷由、畢竟亀井御はぶり宜しきニ付ついしやうなりとさした仕候由、  
御小納戸ニ出たきものハ出してやろふと本多公御申被成候ニ付、めつた  
二本多へわいろ行ひ候もの御ざ候由、大ニ本多公此節取こまれ候よしの  
さた

一、先月の大火ニ付、下谷御成道辺武士屋敷町屋敷共ニ火除地ニ相成候趣  
しきりに取さした仕候由、右ハ筋違外河岸ニ材木ヲ多ク立置候故、火勢高  
く材木のうらへつき柳原内へ飛火仕義ハ、先年より火事巧者のものしい  
て申居候処、材木の御沙汰ハ無之、武士共ニ地面追立ニ相成候ハ、大な  
る間ちがいの事、何れ西下でざいヲ御取不被成候事故、ケ様な事ニも趣  
意の間違が多く、末くのもの迷惑致候事多く御ざ候よしのさた

〈五〇丁〉

一、諸向目立候程ニゆるまり候事も無之候へ共、何れ座元のなき芝居ヲ見  
候様なる事ニ而大きまりの処ぬけも有之、且又人の心持もめあてたち不  
申候気味御ざ候ニ付、こまつたものとひそかに顔ヲしかめたもの多く御  
座候よしのさた



じやとさた仕候よし

一、石川将監ヲロシヤ人江こくはくの取扱致し、ヲロシヤ人甚だ日本ヲ恨ミ候由、交易ニ参候医者右の趣申候由、併是ハ間違ニ而左様ニハ無之候へ共、将監情こわにて、支配向杯の申候事ハかミつけ取用ひ不申候由、蝦夷へ来り候ヲロシヤ人、南風ヲ待候て久敷逗留致し居り候得共、東北の風のミニ而出帆いたし兼候由、然る所少々南風吹候ヲ幸ひニ出帆致候様申候得共、ヲロシヤ□□□□東北ニなり可申と請合不申候、南風シキリニ吹候ヲ幸ひニむりニ追立やり候由、船中大風ニ□□大ニこまり候由、右ニ付全たい日本人ハなさけない、将監のとがニハならねど夫でハ一たい

日本の義がた、ぬ、将監ハ大ていヲのミこまぬ男だと評判不宜、日本の国賊也とさた仕候由、其上南部の船頭の子、ゑぞへ先年吹ながされ、此節松まへ江参、又々ゑぞへ帰候ニ付、何ぞ日本の産ヲゑぞへ持参度と申候処、漸ク板メのちりめんヲ四尺遣し候由、あまりなる致方と取さた仕候由、大学ハ埒明キ不申、只石川のミ大ニわるきいたし方とさた仕候よし

一、先月下夕町辺大火の節、日本橋辺小田原町辺にて一二ヶ所西下の御手勢相働き消口取候処御さ候由、小田原町の名主の倅、西下の御火消と承り、自身出情致シ、水杯くミ殊の外相働き候由、右ヲ池田筑後守見候て、右倅ヲ賞美致シほめ候由のさた、中く名主の倅杯水くミ候事ハ無之処、西下の火消はたらき候故右のごとく也さた仕候よし

〈五一丁〉

一、聖堂学問の御さんミ杯別而張合ぬけのした事で、さてく力のない事

一、御番入学問の御吟味ニ、清助彦助杯出席杯致シ学問の善悪ヲ老職方申上候事ハ、西下御勤中ニも相替り候事ハ無之候得共、何とやら申上候ても基本なき様にて表向申上候のミの事、一通り勤向の様にて甚たおかしく張合ぬけ候由、ハ、ハ、くと声なく笑ひ候由、どふした事か、諸向共ニ一向きまり無之、むりニきまり候も誠ニ画一と申斗り、さてくおかしき事じやとさた仕候よし

一、西下御評判ハますく宜き由、此間浜御成の節裏門へ御詰被成候処、還御の七つ被為 召候て 上意ヲ被蒙候由専らさた仕候よし

一、此間中山の手辺の内牛込の木町赤城近辺其外四谷辺ことの外物そう、□□□付少々、のぼやく御ざ候由、は七川の組つきまといめつたニ召捕候へ共、ほんのものハ取不申候由、如此物騒、殊ニ当冬度々火事御ざ候ハ、全ク世上ゆるまり候由、全たい恐れ申候もの無御ざ候ニ付、自然とゆるまり候由のさた

一、御目付間宮諸左衛門惣たい評判宜ク御座候よし

一、中川勘三郎、近頃めつたニ小言ヲ申候、石川将監、をれがゑぞへいつてきた内ニ、貴様ハ大分小言い、ニなつたと笑ひ候よし、西下御引故ニ中川諸事面白ク無之、むしやうニ小言ヲ申ちらかしてもしくぢるから存知のま、小言でもいふがよいと少々じれ申候気味御座候よし



一、いづの守殿ハ中へ賄賂等のけづらいも無之けつ白の由、其外御老中方ハ何れも画一二御守り被成思召ニ御ざ候由、只々本弾公ハ如何の御人ニ候哉、此節ハ賄賂追々相長じ、彈正殿へ出入候人ハ自分分扣へ居り候而も公用人杯分なぞヲ懸わいろヲ差出させ候由、本多の物ヲとられ候ハ、何れ実説ニ御ざ候由、然る所越中様ニも彈正殿ヲバ実々御信仰、橋邸杯ニ而もよき人、上の御為也と思召れ候ハ誠ニ間違成義、扱々きのどくな事じやとさた仕候よし

〈五二丁〉

一、村上石川の兩人、西下御退職ヲ大ニ力落シ候内、村上ハ別し而力ヲ落シ、なんでもゑぞより帰候ハ、粉骨碎身致シ勤可申と存込候処、大ニあて違ひ候て力落シ候由、石川ハとんと流義ヲかへ、何もかも無言、一向りくつも不申由、能々の事ニ候ハ、申出し候積りニて御ざ候よし

一、御先手中山下野守、当番先キへ京極殿呼被參、明番ニ京極へ參候処、諸組何とやうゆるまり候様ニ風聞有之候、越中殿勤役中ニ替り候事なき様ニ随分心付可被申候、杉浦長門守、松平左金吾杯とも相談致シ、西下勤役中ニ無相違相慎ミ勤候様被申合候様ニと呉被ニ申候由、中山ハ何事かと大ニきもヲつぶし參候処、右の申渡しニ御ざ候よし

一、田安御用人江羽太庄左衛門被仰付候由、御本丸分田安へ一向御さた無之候由ニ付、田安の御門ニて大ニ相とがめ候処、御用人被仰付□□付參上と申込、夫分御目付へ申達シ、やふく這入候由、御用部屋へ參候而

も、御家老分通ジも無之候ニ付、御用人きもヲつぶし候処、御書付杯ヲ為見候てやふく承知致シ候処へ、いせの守罷出申通シ候由、初メニハ是ハ乱心ものでハないかなど、さた仕候由、庄左衛門ハ少々本もよめ学者ニて利口ものニ相見へ、始終御用立可申候由、併内心と表向とハ違ひ候男ニて、夫々相応ニ挨拶仕候由、西下へ至て御懇意ニて度々罷上り、田安へ被召出候まへニも三度程西下へ御呼被成御内意御ざ候由、右ニ申候ごとく内心と表向とハ違ひ候ニ付、西下へ罷出候て御意ニ入候事斗りヲ申候ニ付、越中様ニもおだ□かされ被成候とさた仕候よし

一、伊藤河内守ヲ西丸御留守居江可遣御目論見の由、扱々むごき事、最初ハ御ゑり被成御家老へ御取被成、此節右へ被遣候と申スハ、神田橋ニて被成方甚だ御むごき被遊方と人々申候由、其跡ハ久世丹後守ヲ御取被成候由、久世も当時さして面白く無之御郡代兼帯ニ而甚だいそが敷心労多ク、殊の外内心相こまり、御鍵奉行へでも参度と申おり、且又久田ぬいの介へハ至て懇意ニ付内情申述候哉、且又御家老ヲ少々相勤御側へでも参度心願の由、若又久世御取被成兼候ハ、二ハ佐野豊前守、三ハ神保佐渡守ヲ御取可成由、諸々ニてひそくさた仕候由、くれく伊藤ヲ西丸へ被遣候ハ御むごき被成方とさた仕よし

〈五三丁〉

一、森山源五郎も大ニ歎息致居り、殿中至而隙ニて御座候と申候由、左候ハ、御用無之かと申候へバ、御用ハ山のごとく御ざ候へ共、さきがうごき不申候間、致し方無之手ヲつかねおり候由、中川も三疊敷位の書齋を拵へ、是常ニはいり本など□□候由、御目付がそふいふ氣ニ相成候てハ

こまつたもの(ママ)たどさた仕候よし

一、御右筆部屋杯ニ而も何□やう手持張合無之、なんの事ハねい、当時ハしん柱のなき家ヲミル様だと申居り候由、笹本久二郎杯も、何かたんそくたし居り候由

一、先達而公家衆被参候節、御馳走の大名へ被仰付候ニハ、本使へ五百両、院使江三百両相贈可申候と被仰出候ニ付、御馳走の大名大ニめいわくいたし、扱々御時節が直ニ替つたとなげき候よしのさた

一、伊豆公少々御自分の我意をもまじへられ候由、其外ハ一向埒明不申、殿中甚だ御不取メリ、其上来春ニ相成候ハ、公方様ニも御発念可有之、何れしんぼうのなき家のごとくなれば大規定ハ西下で御きめ置れた、なれ共其外の事ハ少しツ、崩れ可申由、こまつたものだと、少しも是迄口ヲ聞申候御役人ハ何れも甚だ不機嫌にて、御先キがミへぬと歎息、(控↓) 扣めニ時の風ヲまち居り候由、中く粉骨さい身いたし候ものハ老人も無之由のさた

〈五四丁〉

一、御本丸御広敷向も追々古態ヲ相発し候由、中々曾我伊賀守も力及びび不申、いか程存候而上がしれ不申候ニ付、扣めニいたし候由、てんぐニ根がしれ不申候ニ付、扣めニいたし候由、たとへ今越中様御再勤被成候ても先達て中とハちがひ大ニ御むづかしからふとさた仕候よし

一、小日向水道町辺ニ何ノ嘉内とか申候浪人御ざ候由、至て権門家にて、御老若不残御用御取次杯も手一はいのよし、西下御役中ニも至て御懇意ニ御出入致候由、右嘉内へ世話仕候ものハ早束御役出等仕候由、此節も当年被下の三百俵ヲ不残右の者へ遣し候へバ、請合候て、御番人ヲ致さ七可申と申おり候由、人ニ逢候ニ上下ヲ着シ候て逢候由、何ニ而も此男の申候事ハ権門方御取用ひ被成候と申さた御座候由

一、西下年始御来客の事ニ付、諸々へ厳敷御断被成候ニ付、追□□支配くへ申参候由、有難き思召、格別な事じやと申ものも有之、又是迄御世わニなつたから御恩ほふじにゆくのニどふそ出たいと申ものも有之、又御徳をした□□ゆくのニかまわずニお、きなされバよいこと申ものも有之候て、何れも段々西下御遠々敷相成候ニ付、不機嫌のもの多く御座候よし

【寛政六年一月】

寛政六年寅年

一、旧冬御右筆組頭吉松次左衛門御徒頭被仰付候由、仕合ニハ候得共、実は敬して遠ざけられ候よしのさた

一、黒田筑前公国元にて大ニ賞罪を行ハれ候由、在所ニ神君の御廟御座候由、右江参詣被致候時装束ニ而参詣被致候処、家老罷出、神君御廟へハ例御長襦にて御参詣にて候、御装束ニハ及不申と候へバ、江戸出立の時分ニ越中殿へも御相談致し置た事じやと被申候ニ付、家老もいたし方無之引申候よし

〈五五丁〉

一、尾州様水戸様去年中も度々御内々御出会御座候由、西下御退役ヲ甚だ御残念ニ思召候由、水戸様ハ至て賢君ニて質素ヲ下へ御しめし被成候哉、御召物杯御ひざもひかり候位ニふるく相成候由、御きせる杯も至てふるくよこれ平人とてもたれ不申位のよし

一、廿日ニ八十四度出火御ざ候由、江戸へわるもの共多く入込候由、「都て」すでニ西下御勤役中ハ御政道厳敷故、江戸ニわるもの居り不申候間、京大坂道中筋杯へ参候ニ付、其辺そ〜しく御ざ候よし

一、大火の節、御奉公火消被仰付候ニ付、右御使ニ御使番朽木某、細川家へ参候処、玄関の上四枚から紙あき候と細川殿セうぎニ腰ヲ懸、左右ニ近習おびたゞ敷相扣へ居り、細川殿被申候ハ、御奉書の趣奉畏候、人数相揃候内、暫く御扣へ候へと御申候て、奥江入被申候と、右御使番江直二汁五菜の料理酒くわし等迄出候由、右支度相済、も早人数相揃候と申出□□御使番も早束相立、表門へ出候へバ、五百人ト申人数列ヲ正しく相並びおり候由、甚諸事手の廻り候事と其節御使番の面々評判致候由

一、道中追々相ゆるミ候由、酒手杯段々ねだりかけゆすり候由、御定メも有之候ニ付旅人其利屈ヲ申候へバ、ナニサもふ越中様が御勤被成ぬからとんじやくござらぬ杯とおちつきおり、こゝでいやなら問屋の前で下さりませ杯と申候由、問屋同じ穴きつねにて此節ハ一向かまい不申候由、右ハ実説ニ御さ候よしのさた

一、吉田公重々御世話ヲやかれ候へ共、誠の画一のミニて御才略無之候ニ付、万事埒明不申御用不弁の由、御筆頭のミと申入事にて一向ニ御威名無之よしのさた

一、此節大火ニ付、又々西下の御噂世上一統ニ申出、御再勤ヲ願候由、別し而大名杯ハ服し不申、色々御恨ミ申上候由、こまつたものだとさた仕候よし

〈五六丁〉

一、ヲロシヤ舟長崎へ着岸ニ付、なべ嶋手当騎二千人、雑兵式万人出候由にて大物入ニ御ざ候処、江戸屋敷類焼□上、去秋ハ至て不作の由、気の毒の事とさた仕候よし

一、大火の節、井伊掃部どのへ龍吐水はしご等かりニ参候もの御座候由、火事相済候後、右の品返シ可申と持参致シ候処、返し候ニハ不及、直ニそなたへ差置候様ニとの事由、右ていの事彼は御座候へ共、皆々右の通りくれ被申候由、なんといふても大名じやとさた仕候よし

一、紀州にてハ中納言様ハあるかなきかにて、たゞ御守殿のミ御威光高ク御ざ候ニ付、此度の御大変ニも中納言様方の御人ハかへつて悦び候よしのさた

一、火消与力吉田三郎兵衛、西下御退職ニ而世上おもしろく無之、引込可

申と存候処、去暮佐橋長門守合火消勤方の事ニ付、是ハ先達て越中守殿の思召と申聞候ニ付、右西下の思召と申処斗りにて今年いつはいハこ□へ□勤めるが来年ハ早々隠居すると申候よし

一、杉浦庄兵衛もねつから面白くないから番代ヲ出して引込ふと申おり候よし

一、さ、本久次郎、始終高ハ百俵ニ相減ジ、其上此度類焼ニ付、内心の処經濟ヲあんじおり候へ共、其様なる事を妻子へ申聞候而ハ相なげき候ニ付、をれハ是から百年も長生きして段々立身してぐつと金持ニなるつもりだから、夫ヲ樂しむがよいと咄候由、久次郎申候ハ、越中様がをれヲひいきニ被成ても御時節柄公評でなくてハ出世もしまいから、越中様の御かげだとも思わず、又今の御老中ニにくまれる事もせぬから、其様ニ

にくいともおもはれまい、なんでも取ついてつとめるのさと申候よし

一、西下ニて播州姫路へ御国替可有之由、白川へハ榊原、高田へハ某とやう、都て七ヶ所国替可有之由、姫路ハ御固メ大切の御場所、殊に海辺御備向有之候ニ付、是非々西下御持無之候而ハ不相成候由、且又朝鮮人近々来朝、其節越中様姫路ニ御入無之候てハ甚御差支の事共御ざ候由、専姫路へ御入被成と加納殿ニて咄御ざ候よしのさた

〈五七丁〉

一、八丁堀へ引移りの事ハ宗仙院もぎやう天いたし跡ハどふなる事かいづれニもこまつたものだと申おり候よし

雑記、是迄ニ而相止候由

弘化元辰年十二月写終